

入居の選考に関すること（抽選優遇の対象世帯について）

1 抽選優遇の見直しに向けて

(1) 見直しの必要性

国が示す優先入居の取扱いが適当とされる方が拡大される中、札幌市においても特に居住の安定を図ることが必要な方々が、住宅困窮事情に応じて市営住宅へ入居しやすくなるよう配慮が求められている。

(2) 見直しの方向性（案）

- ①国が優先入居の取扱いを行うことが適当とする世帯のうち、優先入居の対象としていない世帯を追加する。
- ②優先入居の方法は、倍率優遇方式によることとする。

2 他政令市の状況

	倍率優遇	特定申込枠
小さな子どもがいる子育て世帯	10 / 20 政令市	12 / 20 政令市
犯罪被害者世帯	11 / 20 政令市	3 / 20 政令市
DV被害者（母子生活支援施設）	9 / 20 政令市	3 / 20 政令市
DV被害者（婦人相談所等からの証明書）	8 / 20 政令市	2 / 20 政令市
若者夫婦	2 / 20 政令市	7 / 20 政令市

※ 政令市の例規、募集案内より（令和5年7月時点）

※ 色付きの項目は札幌市でも既に実施済

3 実質的な応募倍率の上昇

抽選優遇の対象世帯を拡大した場合、入居申込数の増加がなくとも抽選番号を多くもらえる世帯が増えるため、実質的な応募倍率の上昇が懸念される。

入居者の退去後は、速やかに必要な修繕を行い、募集住宅数を増やすことで応募倍率の高騰を抑えるよう努める。

4 審議のポイント

抽選優遇の対象世帯の見直しについて、次の視点の審議が考えられる。

①抽選優遇の対象者の追加及びその範囲について

追加の可否や範囲（国が優先入居の取扱いが適当とする世帯、小さな子どもがいる子育て世帯や若年夫婦世帯の対象範囲・基準）など

（参考）札幌市における特定申込枠における若年層世帯の基準

- ・小さな子どもがいる世帯
 - ⇒ 小学校を卒業する前の子どもがいる世帯
- ・若年層夫婦世帯
 - ⇒ 夫婦の合計年齢が 70 歳以下の世帯

②優遇方式について

倍率優遇方式や特定申込枠などの優遇方式について（倍率優遇方式の場合は追加する抽選番号個数の基準）など

（参考）札幌市における現在の世帯状況による抽選番号個数表

追加する 抽選番号	3個	2個	1個
世帯状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障がい者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者 ・ ひとり親世帯 ・ 大家族世帯 ・ 多子世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護世帯 ・ 60 歳以上 ・ 低所得者 ・ 中国残留邦人等 ・ 炭鉱離職者 ・ 海外からの引揚者 ・ 鉱物性じん肺者 ・ 長期結核療養者 ・ ハンセン病療養所入所者 ・ DV 被害者 ・ 被災者

札幌市の優先入居対象世帯と国が適当とする優先入居対象世帯の比較

札幌市の優先入居対象世帯

- ・ 高齢者世帯
- ・ 障害者がいる世帯
- ・ 著しく所得の低い世帯
- ・ ひとり親世帯
- ・ 多子世帯
- ・ 中国残留邦人等世帯

国が適当とする優先入居対象世帯

- ・ 高齢者世帯
- ・ 障害者がいる世帯
- ・ 著しく所得の低い世帯
- ・ ひとり親世帯
- ・ 多子世帯
- ・ 中国残留邦人等世帯

優先入居対象の根拠通知

優先入居に関する通知

現在は優先入居対象世帯に含まれていない



- ・ 小さな子どものいる子育て世帯
- ・ 犯罪被害者世帯

次のDV被害者

- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、一時保護または保護が終了した日から5年経過していない者
- ・ 裁判所がした命令の申し立てをして保護命令が発令された日から5年を経過していないもの

次のDV被害者

- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、一時保護または保護が終了した日から5年経過していない者
- ・ 裁判所がした命令の申し立てをして保護命令が発令された日から5年を経過していないもの

配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について（通知）

現在は優先入居対象世帯に含まれていない



次のDV被害者

- ・ 児童福祉法の母子生活支援施設における保護が終了した日から5年を経過していない者
- ・ 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書」が発行されている者

現在は優先入居対象世帯に含まれていない



- ・ 子育て世帯、若者夫婦世帯

公営住宅の子育て世帯への活用推進について